

# 議事録

(令和7年寄居町教育委員会 第9回定例会)

寄居町教育委員会

## 令和 7 年 寄居町教育委員会 第 9 回 定例会議事録

招集期日	令和 7 年 9 月 29 日
招集場所	教育委員会室
開会閉会の日時	開会 9 月 29 日 午後 3 時 00 分 閉会 9 月 29 日 午後 4 時 00 分

### 出席委員

教育長 関根 光男 (議長)

教育長職務代理者 清水 幸三郎

委員 小林 央子

委員 関根 薫

委員 佐藤 幸恵

### 出席職員

教育総務課長 大野 芳春

生涯学習課長 横瀬 貴子

教育指導課長 大澤 正樹

教育総務課主幹 倉田 勉

教育総務課主事補 太田 安優

	開 会	<p>○関根教育長 令和7年第9回定例会の開会を宣言します。 議事日程を朗読願います。</p> <p>○大野教育総務課長 議事日程を朗読する</p>
日程第1	前回議事録の承認について	<p>○関根教育長 日程第1 令和7年第8回定例会の議事録については、事務局より各委員に事前配布しております。内容等について何かござりますか。</p> <p>○委員全員 なし</p> <p>○関根教育長 よろしいでしょうか。それでは承認いただきましたので、前回署名委員として指名された委員は署名をお願いします。 【第8回定例会署名委員：関根委員・清水委員】</p>
日程第2	議事録署名委員の指名について	<p>○関根教育長 次に日程第2 議事録の署名委員を指名いたします。 小林委員、佐藤委員を指名します。</p>
日程第3	教育長報告について	<p>○関根教育長 続きまして日程第3 教育長報告です。 1 学校等の様子・教育長活動報告について (1)行事関係等  (2)生徒指導関係、(3)その他については、個人情報案件となりますので、非公開といたしますがよろしいでしょうか。</p> <p>○委員全員 了承</p> <p>○関根教育長 それでは非公開といたします。</p>

	<p>~~~~~  <b>【非公開部分につき報告内容省略】</b>  ~~~~~</p> <p>○関根教育長  2 令和7年度全国学力・学習状況調査 質問紙調査について  3 令和7年度埼玉県学力学習状況調査について  4 令和7年度第5回町内定例校長会について</p> <p>質疑等  ○小林委員  夏休み明けで不登校が増えたという報告は上がっているのか伺います。</p> <p>○関根教育長  現時点では、そのような報告はございません。</p> <p>○小林委員  不登校対策について伺います。寄居町における不登校対応では、不登校が疑われる欠席が2日続いた場合、初期対応として家庭訪問をすることとされていますが、この場合の訪問は、担任の先生が1人で行うのか、複数人で行うのか教えていただきたいです。</p> <p>○関根教育長  学校によって様々ですが、担任と学年主任が、教育相談担当や、生徒指導担当と連携をとり、対応する形になるかと思います。担任1人に負担がかからないよう、全体で取り組むように指導を続けていきたいと考えております。</p> <p>日程第4  議案  第37号  ○関根教育長  日程第4 議案第37号 寄居町就学支援委員会委員の委嘱について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>○大野教育総務課長、大澤教育指導課長  議案を朗読し、内容説明を行う</p> <p>質疑等  ○委員全員  なし</p>
--	--

	<p>○関根教育長 ないようですので、可決することといたしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>○委員全員 賛成</p> <p>○関根教育長 全員賛成ですので、議案第37号につきましては、原案どおり可決いたします。</p> <p>日程第5 議案 第38号</p> <p>○関根教育長 日程第5 議案第38号 専決処理の承認を求めるについてを議題といたします。 この議案は人事案件となりますので、非公開といたしますがよろしいでしょうか。</p> <p>○委員全員 了承</p> <p>○関根教育長 それでは非公開といたします。</p> <p>~~~~~ 【非公開部分につき審議内容省略】 ~~~~~</p> <p>○関根教育長 議案第38号につきましては、原案を承認いたします。</p> <p>日程第6 諸報告</p> <p>○関根教育長 日程第6 諸報告に入ります。教育総務課から順次、報告をお願いします。</p> <p>○大野教育総務課長 1 文部科学省ヒアリング（学校施設整備に係る好事例（男衾中学校長寿命化事業））について 2 工事費の支払いについて</p>
--	---

	<p>○大澤教育指導課長 なし</p> <p>○横瀬生涯学習課長 なし</p> <p>○質疑等</p> <p>○関根委員 教育総務課から報告のあった文部科学省ヒアリングに関しての感想です。国が町に対して直接、良い事例としてヒアリングを行うということは滅多にないことだと思います。職員皆さんの日頃の努力が報われたのではないかと受け止めました。私も以前から町のホームページで男衾中学校の長寿命化工事の記事を拝見しておりました。そこには工事の様子が文章と写真で逐一紹介されており、進捗状況をつぶさに知ることができました。ヒアリング要因の一端かもしれません、そのような職員の皆さん情報公開に対する努力と地域の皆さんと共に事業を進めていくことへの配慮などが高く評価されたものと感じました。大変おめでとうございました。</p> <p>○行事予定</p> <p>○関根教育長 次に9月30日から10月末までの行事予定を別紙により報告を願います。</p> <p>○大野教育総務課長、大澤教育指導課長、横瀬生涯学習課長 「今後の主な行事予定」に沿って、各課から行事日程を報告する。</p> <p>○質疑等</p> <p>○委員全員 なし</p> <p>○日程第7</p> <p>○協議事項</p> <p>○関根教育長 日程第7 協議事項に入ります。 協議事項1 寄居町立学校における盗撮防止等のガイドラインについて 協議いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>○大澤教育指導課長 説明を行う</p>
--	---

	<p>○関根委員 内容等について指摘・意見あり</p> <p>○関根委員 2点伺います。</p> <p>1点目は、発覚後の対応についてです。県が策定したガイドラインには、被害者へのサポートのほか、加害者に対してもカウンセリングなどのサポートを行う旨の規定があります。一方、今回提案の町のガイドラインには加害者に対するサポートの定めがありません。その理由について伺います。</p> <p>2点目は、盗撮等防止のためのチェックリストについてです。チェック項目の一つに、寄居町で推進している救急救命モデルについて理解しているか、とあります。この項目がチェックリストにあることに違和感を感じます。教育現場へのスマートフォンの持ち込みは、あくまでも救急救命時に使用するために許可していることを間接的に再認識してもらうために設けている項目と理解すべきなのでしょうか。</p> <p>○大澤教育指導課長 1点目につきましては、県立学校のガイドラインのほかに、義務教育版のガイドラインがございます。義務教育版には加害者に対するサポートの定めがありません。そのため、町のガイドラインにも記載しておりません。</p> <p>2点目のチェック項目につきましては、まず管理職の方から説明があった上で、その内容を理解しているかを教員がチェックするというイメージでおりましたが、ご指摘のとおり、この文言だけでは不親切かと思われますので、分かりやすい文言を考えたいと思います。</p> <p>○関根委員 1点目について、私が県のホームページで確認したのは県立学校におけるガイドラインでした。義務教育版のガイドラインが別にあり、今回その規定に準じて策定したというお答えでしたので、了承しました。</p> <p>○小林委員 個人所有端末の利用制限について伺います。「教職員は、個人所有のスマートフォン等の撮影機器を使って児童生徒等を撮影することを禁止する。」とありますが、ホームページ等の掲載に</p>
--	--

	<p>あたり、今後の扱いはどうなるのか伺います。</p> <p>○大澤教育指導課長 児童生徒の撮影は、学校所有の機器で管理職の許可を得た場合に限り認められます。</p> <p>○関根教育長 以上で協議事項1を終了いたします。 続きまして、協議事項2 委員提案の協議事項について、委員さんから何かございますか。</p> <p>○委員全員 なし</p> <p>○関根教育長 続きまして、協議事項3 次回定例会の日程について協議をお願いします。</p> <p>○委員全員 協議を行う</p> <p>○関根教育長 協議の結果、次のとおり令和7年第10回定例会を決定します。令和7年10月28日（火）15時00分より行います。</p> <p>○関根教育長 以上をもちまして、本日の委員会は閉会といたします。</p>
閉会	